

三重県飲食店時短要請協力金 第4期 (令和3年8月14日～令和3年9月12日)のご案内 (まん延防止等重点措置適用後改訂版)

新型コロナウイルス感染拡大を阻止するため、
20時までの営業時間の短縮等の要請にご協力いただける
県内の飲食店に対して、協力金を支給します

要請期間 **令和3年8月14日(土)から9月12日(日)まで**

※**8月20日(日)**までに全ての支給要件を満たして時短営業を開始していただくことが
必要です(協力金の支給額は、時短営業の期間に応じて支給されます)

主な支給要件

- ① 県内の飲食店であること
- ② 時短要請の全期間・全店舗において、時短営業に全面的に協力いただくこと
※全面的に協力とは、時短要請の全期間・全店舗において、20時から翌日5時まで営業を行わない
(お客様にお帰りいただく)時短営業に協力いただくことをいいます。
- ③ 終日、酒類の提供を行わないこと(特に重点的に措置を講じる区域のみ)
- ④ カラオケ設備の利用を行わないこと(飲食を主たる業とする店舗及び結婚式場の
のみ)
- ⑤ 令和3年8月13日以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、
かつ、時短要請期間の全てを通して有効であること
- ⑥ 令和3年8月5日以前から、通常の営業終了時刻が20時を越えていること

〈対象外店舗の具体例〉 ※詳しくは三重県HPのQ&Aを参照してください

- ・ 宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンス
ストア、キッチンカー等は対象外
※専用のイートインスペースがない場合は、テイクアウト専門店の扱いとなります。
※対象店舗であっても、支給額算定にあたってはテイクアウト分等を除いてください。
- ・ 旅館の宴会場等において、宿泊客のみに飲食を提供する場合は対象外
- ・ 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」(令和3年8月6日版)発出より前(8
月5日以前)からの自主的な休業・時短や常態的に20時以降営業していない店舗は対象外
※第1～3期の協力金支給対象店舗で、かつ、第3期から継続して時短・休業している場合を除く。

※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます。

※ご注意ください※

時短要請の対象外の店舗が時短営業をしていただいても、協力金は支給されません。
「飲食店営業時間短縮要請協力金(第4期)Q&A」や「時短要請の対象となる飲食店の
範囲について」をご覧ください、ご自身の店舗が要請対象かどうかご確認ください。
(ご不明な場合は、三重県飲食店時短要請協力金相談窓口までお問い合わせください。)

対象地域

(1)特に重点措置を講じる区域

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、名張市、伊賀市

(2)その他の区域

上記以外の市町

支給金額の算定

詳細は県HPを参照ください。

【中小企業の場合】 令和2年又は元年の8～9月の1日当たりの売上高を元に算定

特に重点措置区域を講じる区域	1日当たりの売上高	～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
	協力金の日額	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高×0.4)	10万円/日
その他の区域	1日当たりの売上高	～8.3万円	8.3～25万円	25万円～
	協力金の日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高×0.3)	7.5万円/日

【大企業の場合】 令和2年又は元年からの8～9月の1日当たりの売上高減少額を元に算定

協力金の日額 (中小企業もこの方式を選択可)	令和2年又は令和元年の8～9月の1日当たりの売上高と 令和3年8～9月の1日当たりの売上高を比較した 売上高減少額×0.4 (上限20万円又は令和2年もしくは 令和元年8～9月の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額) ※重点措置区域の上限額は20万円
---------------------------	---

協力金の早期支給について

これまで実施してきた第1期から第3期の三重県飲食店時短要請協力金の支給を受けた実績がある事業者について、8月20日以降の協力金の一部を先にお支払いする「早期支給」については、現在準備中です。

早期支給の要件や申請に必要な書類等については8月末に県HPに掲載予定です。

協力金の申請方法・申請期間・申請に必要な書類

- ・申請方法、受付期間等の詳細は、時短要請期間終了後に県HPに掲載予定です。
- ・協力金の申請時に必要となりますので、時短営業していることを告知する貼り紙等を掲示した店舗写真、店舗の外観・内観写真を、時短営業実施期間中に必ず撮影しておいてください。

【三重県飲食店時短要請協力金相談窓口】

開設期間：8月13日（金）～10月15日（金）※土日祝除く

電話番号：059-224-2247 受付時間：9時から17時

要請期間中、見回りによる営業時間短縮への協力状況の確認が実施されます。